

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為②

(交通基盤部・経済産業部)

1 概要

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所南側の隣接地では、宅地造成等規制法及び熱海市の風致地区条例に該当する太陽光発電施設の設置工事が行われている。

2 経緯

日付	内容
2016. 6. 30	熱海市が現地調査。無断伐採・形質変更（幅3m、延長400m程度の道）を現地にて確認。市は、行為者（D社）に対し、伐採届を出すよう指導。（森林法10条の8第1項）
2016. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置に伴う造成工事について、市が宅地造成等規制法に基づき、E社に対し宅地造成を許可（0.81ha）。その後、太陽光発電施設の設置工事に着手 ※風致地区条例に関する市の許可については確認中 行為者が伐採届（0.81ha）を市に提出（森林法10条の8第1項） ※形質変更面積が1haを超えておらず、県の林地開発許可は不要
2017. 1. 10	市が現地調査し、行為者（D社）が伐採開始期間前に着手していたことを現地にて確認したため、市が中止を指導（森林法10条の8第1項）
2017. 5. 26	市が現地調査し、当該行為による発生残土を付近の沢に捨てていることを確認（その後、市が是正指導）（森林法10条の8第1項）
2018. 2. 19	行為者（D社）が伐採届（0.11ha）を市に提出（森林法10条の8第1項）

※宅地造成事業については継続中

